

佐賀県東部工業用水道規程第4号

佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月16日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(契約事務の事前承認)</p> <p>第109条 事前承認事務決裁区分表（別表第4）に定める契約（当該契約を随意契約の方法により締結するものにあつては、1件の予定価格の額が<u>100万円</u>を超えるもの（単価契約及び総価額の定めのない長期継続契約によるものを除く。）に限る。）を締結するときは、当該契約に係る支出負担行為をする前に、次の各号に掲げる事項について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(契約事務の事前承認)</p> <p>第109条 事前承認事務決裁区分表（別表第4）に定める契約（当該契約を随意契約の方法により締結するものにあつては、1件の予定価格の額が<u>200万円（工事又は製造の請負にあつては400万円、財産の買入れにあつては300万円）</u>を超えるもの（単価契約及び総価額の定めのない長期継続契約によるものを除く。）に限る。）を締結するときは、当該契約に係る支出負担行為をする前に、次の各号に掲げる事項について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の佐賀県東部工業用水道財務規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る契約について適用し、施行日前に行われたこれらの契約については、なお従前の例による。